

証明の仕組みと留意点

- ① 「ウッドマイレージCO2京都の木認証」と「京都の木証明」
- ② 認証機関登録事業者の登録申請

指定認証機関
一般社団法人京都府木材組合連合会

①ウッドマイレージCO2京都の木認証と京都の木証明

ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ

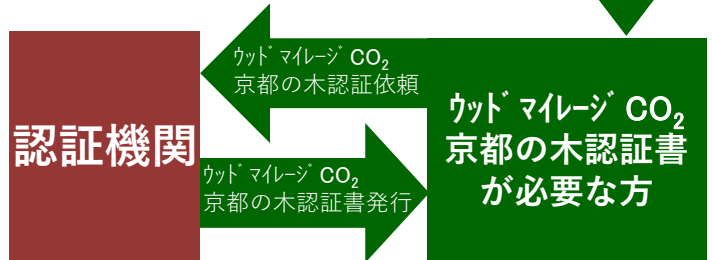
ウッドマイレージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行)

京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)



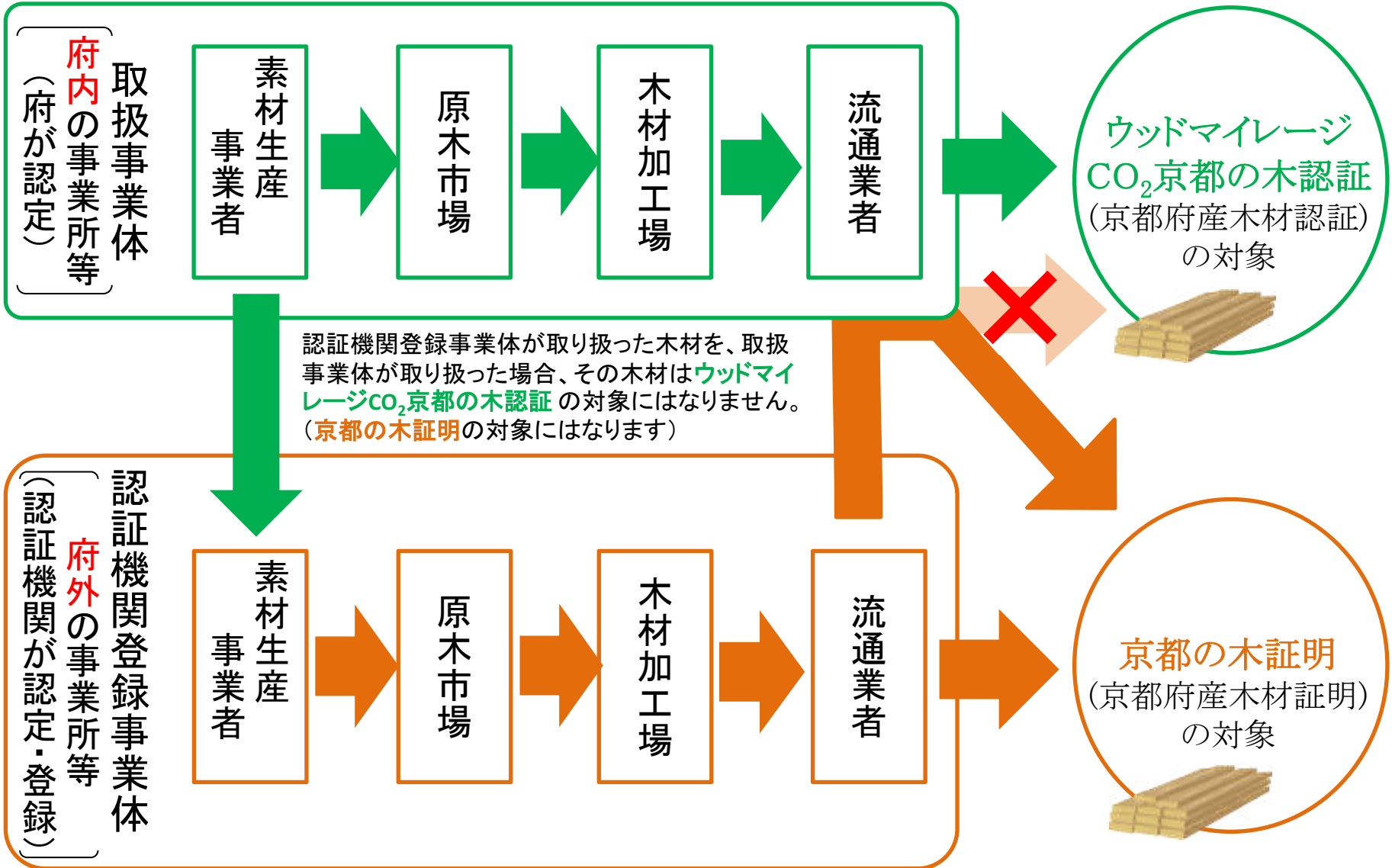
京都府内の森林

京都府内の森林



①ウッドマイレージCO2京都の木認証と京都の木証明

ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ



凡例
➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ

①-1ウッドマイレージCO2京都の木認証依頼書

【様式3-1】

受理	手数料
/	/

申請日 年 月 日

一般社団法人 京都府木材組合連合会
会長 辻井 重 寛

【FAX】 075-811-2593
【E-mail】 info@kyomokuren.or.jp



ウッドマイレージ CO2 京都の木認証依頼書

ウッドマイレージ CO2 京都の木認証（京都府産木材証明書及びVPM-CO2 計算書の発行）を下記のとおり依頼します。

【依頼書】

名 称 (団体名及び代表者名)			
京都府産木材利用推進協議会会員・非会員別	会 員	非会員	(該当に○をつけてください)
認定番号、登録番号、又は認定登録番号	-	-	<small>自治体の発行、取扱事業者認定番号、建設機関建設事業体認定登録番号、又は緑の事業者登録番号も記載してください</small>
住 所	〒		
担当者連絡先	TEL: FAX:	(担当者氏名:)	

【申請内容】

工事名(製品名)			
工事時期 (製品の納品場所)			
認証書等が先行依頼者と異なる場合のみ記入	名 称 (団体名等)		
工事(製品)の種類 (いづれかに○)	民間	<input type="checkbox"/> 一般建築(住宅・店舗・事務所等) 工種 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建築新築 <input type="checkbox"/> 増改築・リフォーム)	
		<input type="checkbox"/> 特定建築物 (地球温暖化対策条例に基づき府内産木材を使用する建築物)	
		<input type="checkbox"/> 家具備品 <input type="checkbox"/> その他()	
特殊材料の有無 (該当欄に○)	公共	<input type="checkbox"/> 土木事業 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 家具備品 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> CLT <input type="checkbox"/> 大断面集成材 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 無	
府内加工証明の有無 (該当欄に○)	<input type="checkbox"/> 有 (緑の木のまじり拡大事業を活用する場合に必要となります)		
	<input type="checkbox"/> 無 (その他の場合は無としてください)		

※ 依頼書に必要事項を記入し、必要書類（使用材料一覧【様式3-2】及び納品伝票又は請求伝票）を添付して郵送・FAX又はE-mailで送付して下さい。

※ なお、緑の木のまじり拡大事業を活用するため府内加工証明が必要な場合は、府内加工の対象となる加工施設（府内製材所等、プレカットの場合はプレカット前の府内製材所等）から工務店等の需用者に至る京都府産木材の加工及び流通に係る全ての納品伝票又は請求伝票の写しを添付し、当該伝票には、内装材に使用した京都府産木材が分かるようにして下さい。

※ 書類審査が終了し受理されると、手数料の納入通知(FAX)が届きます。納入確認後、認証書を発行します。上記項目および添付書類に不備がある場合は依頼を受理できません。

※ 1回の申請及び発行につき手数料が必要です。(現金又は口座振込)

①基本加 申請手数料 6,400円、発行手数料 1,600円 計 8,000円+(消費税)

②推進協議会会員 申請手数料 4,000円、発行手数料 1,000円 計 5,000円+(消費税)

【振込先】京都銀行 二条駅前支店 普通 1067645
名義 シヤ) キョウトフモクザイクミアインゴウカク

※ 証明書及び計算書は依頼者あてに発行します。あて先が異なる場合は該当欄に記入してください。

※ 代理で依頼する場合は、代理依頼者の連絡先等を明記した書面を添付してください。

※ ご不明な点があれば府木連事務局までお問い合わせ下さい。(電話：075-802-2991 担当 今井、栗山)

【様式3-2】

使用材料一覧

品 名	樹種	数 量	規格 (縦×横×長さ) (mm)	材積 (m ³)	府内加工 (該当に○印)	納材(納品)業者
合 計						
うち府内加工						

※ 使用材料について、納材業者（取扱事業者）からの納品伝票又は請求伝票（控えまたはコピー、府内産（ウッドマイレージCO2 京都の木認証の対象木材）の表示のあるもの）を添付してください。請求伝票の場合は金額欄を黒塗りにするなどしていただいで構いません。

【注】令和3年6月1日以降の伝票で、単に京都府産と記載されている木材は、認証できませんのでご注意ください。

※ 府内加工証明が有る場合、府内加工に該当する木材について、チェック欄に○印を記入し、府内加工の対象となる加工施設から木材の需用者までの全ての納品伝票又は請求伝票（控えまたはコピー、府内産の（ウッドマイレージCO2 京都の木認証の対象木材）表示のあるもの）を添付してください。

※ 材積(m³)欄及び合計欄が空欄の場合、依頼を受理できません。必ずご記載ください。

※ 上記項目と同じ内容が記載されている書類（木拾い表、使用材料一覧表など）が別途あれば、本表に代用できます。その際、特に府内加工に該当するものは○印等で忘れずに明記してください。

①-2 京都の木証明書

【様式6】	
京都の木証明書 (京都府産木材証明書)	
〇〇〇〇株式会社 様	発行番号 00産 - 000 発行年月日 20〇〇年〇月〇日
京都府指定認証機関(京都府産木材認証制度) 一般社団法人 京都府木材組合連合会 会長 辻井重	
20〇〇年〇〇月〇〇日付で依頼のことに、下記のとおり京都府産木材であることを証明します。	
記	
木材の種類	
樹種	
総材積	m^3
別紙京都府産木材明細書のとおり	
京都府産木材認証制度は京都府が実施する制度です。 京都府産木材の証明(京都の木証明)は、京都府から指定を受けた認証機関が行います。	
京都の木証明	

【様式6付】								
京都府産木材明細書								
品名	樹種	数量	規格(mm)			材積(m ³)	納材業者	木材の用途
			縦	横	長さ			
合計								



発行番号 〇〇産-000 京都の木証明

①-3 ウッドマイレージCO2京都の木認証+京都の木証明依頼書

【様式〇-1】

受理	手数料
/	/

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

一般社団法人 京都府木材組合連合会
会長 辻井 重 寛

【FAX】 075-811-2593
【E-mail】 info@kyomokuren.or.jp

ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証及び京都の木証明依頼書

ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証及び京都の木証明を下記のとおり依頼します。

【依頼書】

名称 (団体名及び代表者名)	_____ (印)		
京都府産木材利用推進協議会会員・非会員別	会 員(賛助会員含む)	非会員	(該当に〇をつけてください)
認定番号、登録番号、又は認定登録番号	-	-	会員の個人、取扱事業者認定番号、取扱い機関登録事業者認定登録番号、又は緑の事業体登録番号を記載してください
住 所	〒 _____		
担当者連絡先	TEL: _____	FAX: _____	(担当者氏名: _____)

【申請内容】

工事名(製品名)	_____		
工事場所 (製品の納品場所)	_____		
認証書等と先 任依頼者と異なる 場合のみ記入	名 称 (団体名等)	_____	
工事(製品)の種類 (すべてに☑)	民間	<input type="checkbox"/> 一般建築(住宅・店舗・事務所等) 工種 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建築新築 <input type="checkbox"/> 増改築・リフォーム)	
		<input type="checkbox"/> 特定建築物(地球温暖化対策条例に基づき府内産木材を使用する建物)	
		<input type="checkbox"/> 家具備品 <input type="checkbox"/> その他(_____)	
		<input type="checkbox"/> 土木事業 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 家具備品 <input type="checkbox"/> その他(_____)	
特殊材料の有無 (該当欄に☑)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> CLT <input type="checkbox"/> 大断面集成材 <input type="checkbox"/> その他(_____)

※ 依頼書に必要な事項を記入し、必要書類(使用材料一覧【様式3-2】及び納品伝票又は請求伝票写し府内産の表示のあるもの)を添付して郵送・FAX又はE-mailで送付して下さい。

なお、緑の木のまちなか事業を活用するため府内加工証明が必要な場合は、府内加工の対象となる加工施設(府内製材所等、プレカットの場合はプレカット前の府内製材所等)から工務店等の需用者に至る京都府産木材の加工及び流通に係る全ての納品伝票又は請求伝票の写しを添付し、当該伝票には、内装材に使用した京都府産木材が分かるようにして下さい。

※ 書類審査が終了し受理されると、手数料の納入通知(FAX)が届きます。納入確認後、認証書を発行します。上記項目および添付書類に不備がある場合は依頼を受理できません。

※ 1回の申請及び発行につき手数料が必要です。(現金又は口座振込)
 ①基本額 申請手数料 6,400円、発行手数料 3,200円 計 9,600円+(消費税)
 ②推進協議会会員 申請手数料 4,000円、発行手数料 2,000円 計 6,000円+(消費税)
 【振込先】 京都銀行 二条駅前支店 普通 1067645
 名義 シヤク キョウトフモクザイクミアイレンゴウカウイ

※ ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証及び京都の木証明は依頼者あてに発行します。あて先が異なる場合は該当欄に記入してください。

※ 代理で依頼する場合は、代理依頼者の連絡先等を明記した書面を添付してください。

※ ご不明な点があれば府木連事務局までお問い合わせ下さい。(電話：075-802-2991 担当 今井、栗山)

【様式〇-2】
使用材料一覧

品名	樹種	数量	規格(縦×横×長さ) (mm)	材積 (m ³)	納材(納品)業者	認証・証明の別 (該当に〇印)	
						認証	証明
小計	ウッドマイレージ CO ₂ 京都の木認証						
	京都の木証明						
合計							

※ 使用材料について、納業者からの納品伝票又は請求伝票(控またはコピー、ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の対象木材、京都の木証明の対象木材、それぞれ表示されているもの)を添付してください。請求伝票の場合は金額欄を黒塗りにするなどしていただいてください。

・ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証：納業者は、取扱事業者・京都の木証明：納業者は、取扱事業者又は認証機関登録事業者

※ ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証、京都の木証明、いずれの対象となる木材が分かるように記載してください。

【注】R3.5.1以降の伝票で、単に京都府産と記載されている木材は京都の木証明の対象木材として扱います。

※ 材積(m³)欄、小計及び合計欄が空欄の場合、依頼を受理できません。必ずご記載ください。

※ 上記項目と同じ内容が記載されている書類(木拾い表、使用材料一覧表など)が別途あれば、本表に代用できます。

①-3 ウッドマイレージCO2京都の木認証書+京都の木証明書

2種類発行

【様式4】

ウッドマイレージCO2京都の木認証書 (京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書)

発行番号 00 - 000
発行年月日 〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社 様

京都府指定認証機関(京都府産木材認証制度)
一般社団法人 京都府木材組合連合会
会長 辻井重

〇〇年〇〇月〇〇日付けで依頼のことに付て、下記のとおり京都府産木材であることを証明します。
あわせて、当該木材のウッドマイレージCO2計算結果について報告します。

記

工事名 ●●様邸新築工事
(製品名)
工事場所 京都府京都市上京区●●
(納品場所)

京都府産木材使用量
うち府内加工

ウッドマイレージCO2	0 kg-CO2
CO2削減効果	0 kg-CO2

【ウッドマイレージCO2算出結果 詳細】

1 木材の用途ごとのウッドマイレージCO2

木材の用途	京都府ウッドマイルズCO2係数	材積	ウッドマイレージCO2
建築	16.73193832	0.0000 m ³	0 kg-CO2
		m ³	kg-CO2
		m ³	kg-CO2
		m ³	kg-CO2
		m ³	kg-CO2
合計		0.0000 m ³	0 kg-CO2

2 全国平均の製材使用時のウッドマイレージCO2 0 kg-CO2
3 CO2排出削減効果 0 kg-CO2



京都府産木材認証制度は京都府が実施する制度です。認証は京都府が指定した認証機関が行います。



「ウッドマイルズ」、「ウッドマイレージ」は一般社団法人ウッドマイルズフォーラム(以下、フォーラムという)の登録商標です。本証明書及び計算書に示されている数値は、フォーラムに認定された算出技術者が、フォーラムの基準に基づき算出しています。

【様式6】

京都の木証明書 (京都府産木材証明書)

発行番号 00産 - 000
発行年月日 20〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社 様

京都府指定認証機関(京都府産木材認証制度)
一般社団法人 京都府木材組合連合会
会長 辻井重

20〇〇年〇〇月〇〇日付けで依頼のことに付て、下記のとおり京都府産木材であることを証明します。

記

※ 1回の申請及び発行手数料
①基本額 申請手数料6,400円、発行手数料3,200円 計9,600円+(消費税)
②推進協議会会員 申請手数料4,000円、発行手数料2,000円 計6,000円+(消費税)

総材積

m³

別紙京都府産木材明細書のとおり



京都府産木材認証制度は京都府が実施する制度です。京都府産木材の証明(京都の木証明)は、京都府から指定を受けた認証機関が行います。

京都の木証明

①-4 伝票記載例(素材生産)

京都府産木材 荷渡伝票(サンプル)

御中

出 荷 年 月 日	令和〇〇年〇月〇〇日
樹 種	(スギ・ヒノキ等を記入)
材 積	〇〇m ³
伐 採 箇 所	(大字まで記入)
森 林 所 有 者	(氏名)
備 考	
認証機関登録事業者認定登録番号	□□□□□□□□
住 所	(住所)
氏 名 又 は 名 称	(事業者名、代表者名等)
合 法 性 の 確 認 書 類 (右欄の□の書類を添付)	<input type="checkbox"/> 森林経営計画に係る伐採等の届出書 <input type="checkbox"/> 伐採及び伐採後の造林の届出書 <input type="checkbox"/> 保安林内立木伐採許可等(根拠資料の具体名を記載) <input type="checkbox"/> 林地開発許可書 <input type="checkbox"/> 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類(伝票等) <input type="checkbox"/> その他(拠資料の具体名を記載)

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認がされた木材です。

【注】記載例

「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。
 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用する場合は、伝票中に認定団体により付された認定番号も記載。

【記載上の注意点】

取扱事業者認定番号

- **ウッドマイレージCO₂京都の木認証**の対象であること
- 合法的に伐採されたこと

合法性の根拠書類が添付されていること

丸太の合法性が確認できる根拠資料(写し)

例

- 森林経営計画認定書・森林経営計画書
- 伐採及び伐採後の造林の届出書
- 保安林内択伐(間伐)届出書
- 林地開発許可書
- 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類(伝票等)

など

①-4 伝票記載例(素材生産)

京都府産木材 荷渡伝票(サンプル)

御中

出 荷 年 月 日	令和〇〇年〇月〇〇日
樹 種	(スギ・ヒノキ等を記入)
材 積	〇〇m³
伐 採 箇 所	(大字まで記入)
森 林 所 有 者	(氏名)
備 考	
認証機関登録事業体認定登録番号	□□□□□□□□
住 所	(住所)
氏 名 又 は 名 称	(事業体名、代表者名等)
合 法 性 の 確 認 書 類 (右欄の☑の書類を添付)	<input type="checkbox"/> 森林経営計画に係る伐採等の届出書 <input type="checkbox"/> 伐採及び伐採後の造林の届出書 <input type="checkbox"/> 保安林内立木伐採許可等(根拠資料の具体名を記載) <input type="checkbox"/> 林地開発許可書 <input type="checkbox"/> 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類(伝票等) <input type="checkbox"/> その他(拠資料の具体名を記載)

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認がされた木材です。

【注】記載例

「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

合法性証明ガイドラインの運用方法を活用する場合は、伝票中に認定団体により付された認定番号も記載。

【記載上の注意点】

認証機関登録事業体認定登録番号

- 京都の木証明の対象であること
- 合法的に伐採されたこと

 合法性の根拠書類が添付されていること

丸太の合法性が確認できる根拠資料(写し)

例

- 森林経営計画認定書・森林経営計画書
- 伐採及び伐採後の造林の届出書
- 保安林内択伐(間伐)届出書
- 林地開発許可書
- 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類(伝票等)

など

①-4 伝票記載例(加工)

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No _____

年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 [取扱事業体認定番号]

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウッドマイレージ CO ₂ 京都の木認証対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例

「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材の場合：

「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。

「京都の木証明」の対象になる木材の場合：「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

取扱事業体認定番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例 1

● 摘要欄に「京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)又は「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例 2

● ※印を付ける
「※印は京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)又は
「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

※ 「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」の対象になります。

※ 「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象には
なりません。

※「京都府産」のみ標記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります

①-4 伝票記載例(加工)

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 [認証機関登録事業体番号]

〇〇製材所
代表者名

下記のとおりに納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例
「京都の木証明」の対象になる木材の場合:「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

認証機関登録事業体の番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例 1

● 摘要欄に「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例 2

● ※印を付ける
「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

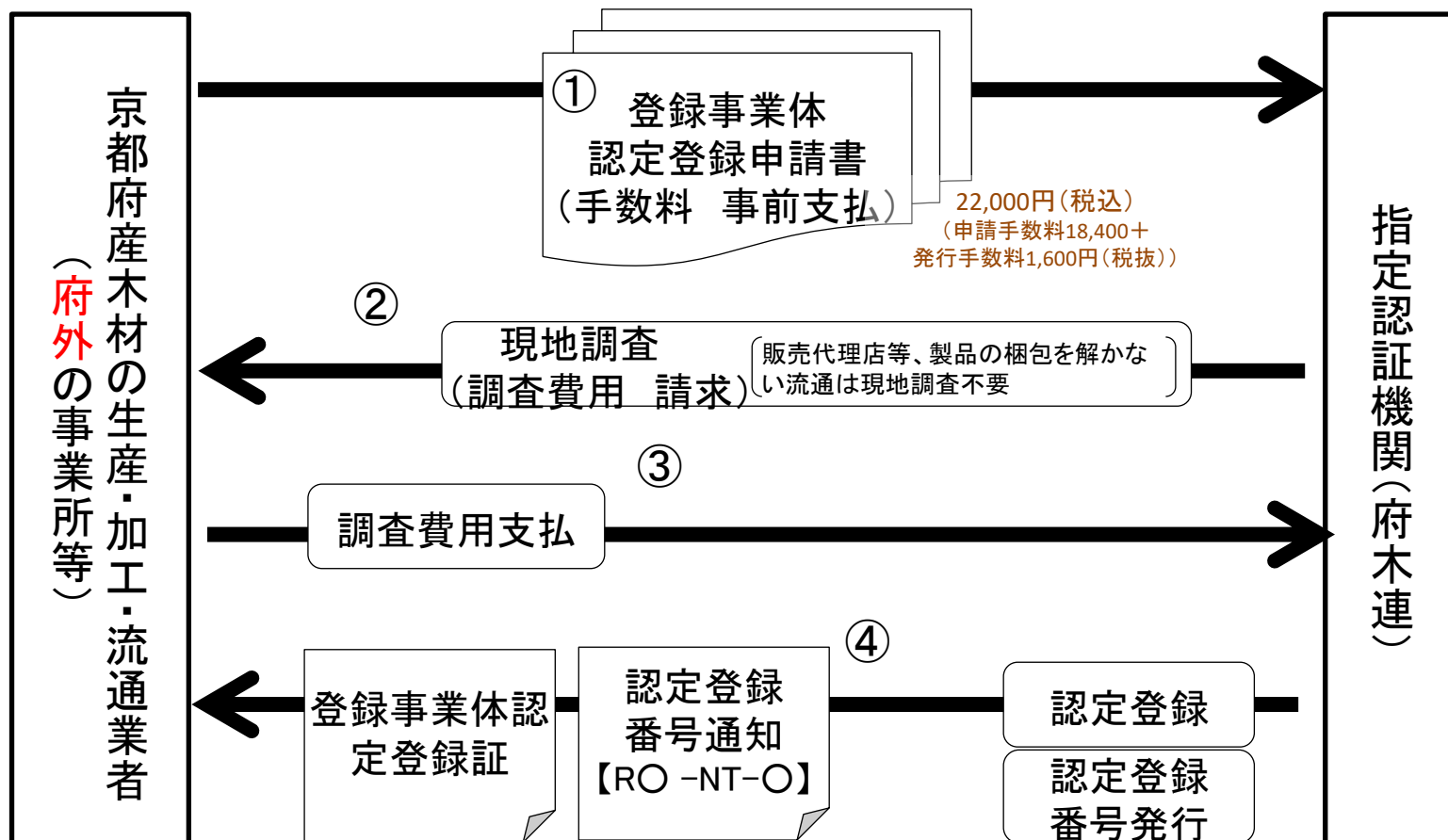
※ 取扱事業者から入荷した「ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」の対象になります。

※ 「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。

※「京都府産」のみ標記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります

② 認証機関登録事業者の認定登録に係る手続き

通常の認証機関登録事業者の認定登録手続き(変更)



- 認定登録番号通知日以降の木材が、**京都の木証明**の対象
- 認定登録期間は3年(期間内に一回は現地調査を受けることが必要)
- 更新料が必要(業務が適切な場合に更新可能)
- 京都府産木材利用推進協議会の賛助会員への加入が必要(会費制)

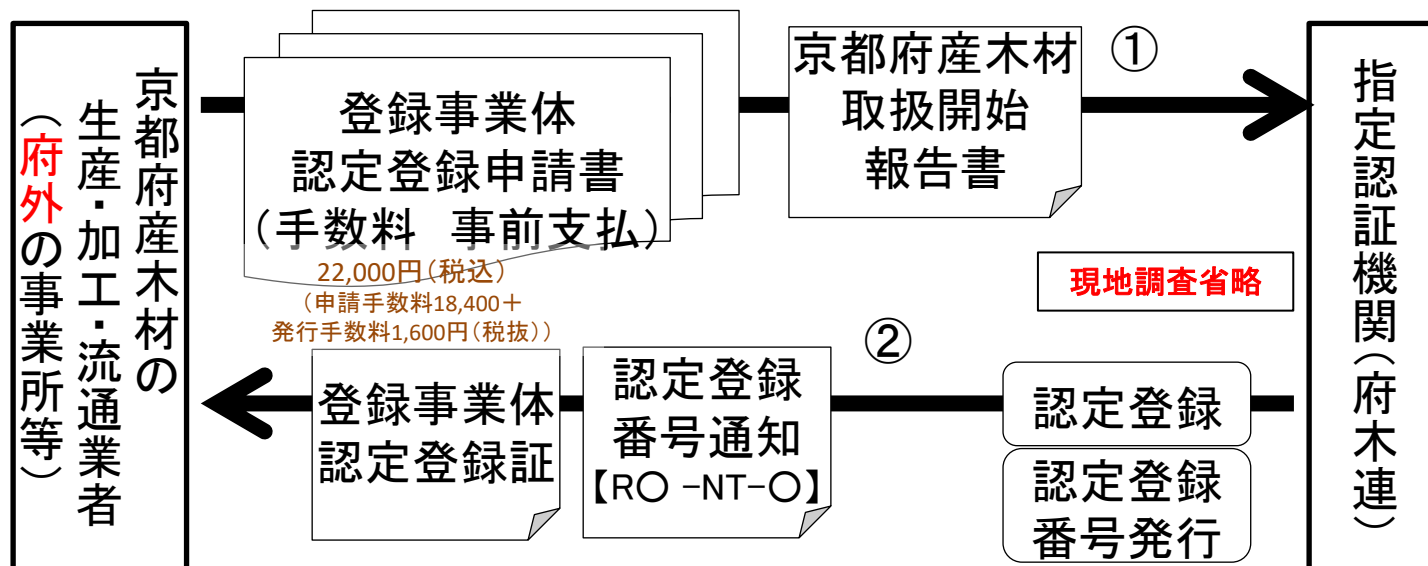
② 認証機関登録事業体の認定登録に係る手続き

移行に係るスケジュール

令和3年4月30日まで	令和3年5月1日から
移行する場合の手続きが適用	通常の手続き(【参考】)が適用

取扱事業体(特認)から認証機関登録事業体に移行する場合の手続き

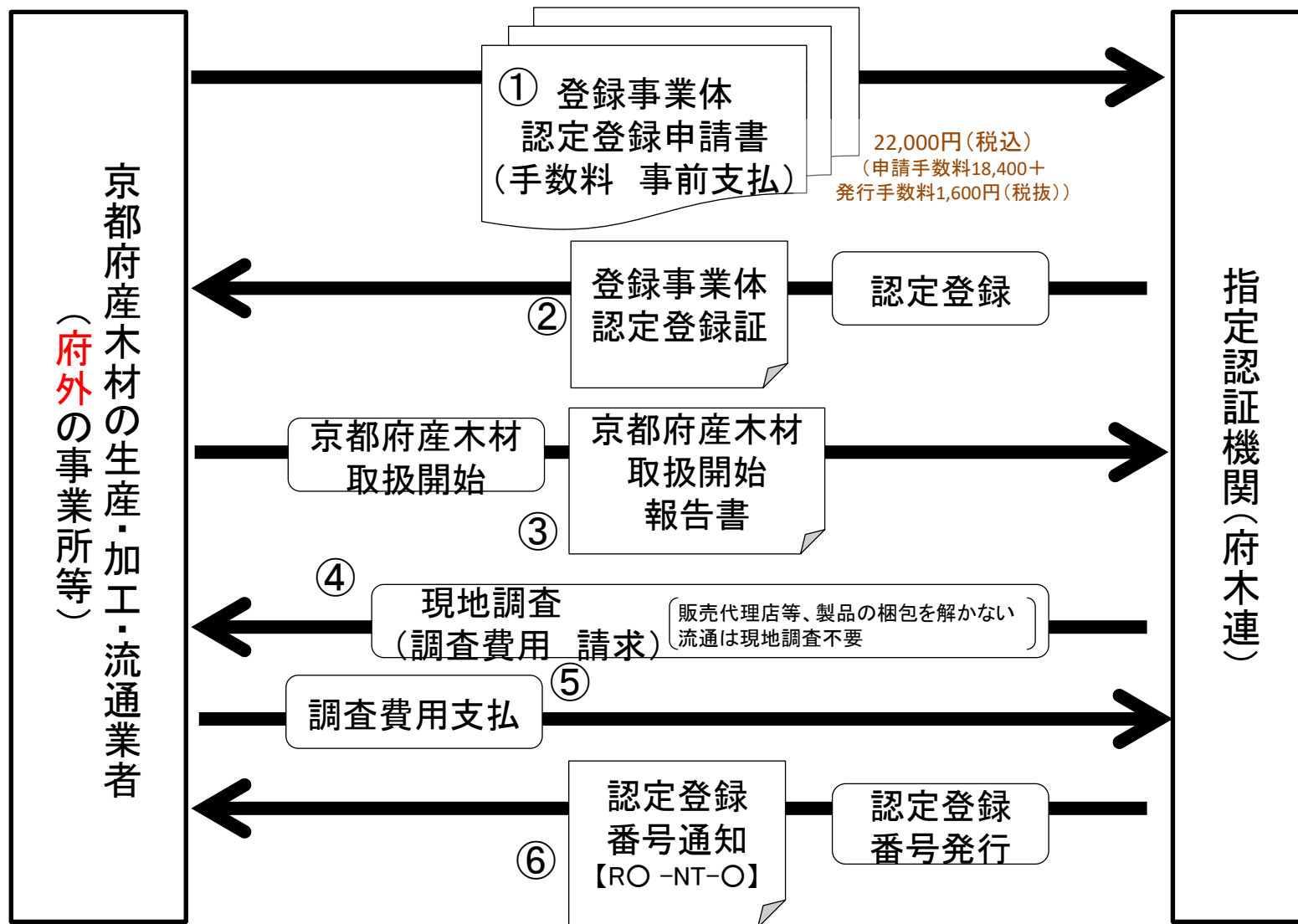
※ 令和3年4月30日までに手続きが必要



- 認定登録番号通知日以降の木材が、**京都の木証明**の対象
- 認定登録期間は3年(期間内に一回は現地調査を受けることが必要)
- 更新料が必要(業務が適切な場合に更新可能)
- 京都府産木材利用推進協議会の賛助会員への加入が必要(会費制)

② 認証機関登録事業体の認定登録に係る手続き

【参考】 通常の認証機関登録事業体の認定登録手続き
(海外等、現地調査が速やかに行えない場合)



② 認証機関登録事業体認定登録申請書、誓約書

第1号様式

京都の木証明に係る

認証機関登録事業体認定登録申請書

年 月 日

一般社団法人京都府木材組合連合会 会長 様

申請者

所在地
名称
代表者氏名



京都府産木材認証制度実施プログラム認証機関登録事業体認定登録要領第1条第2項の規定により、下記のとおり京都の木証明に係る認証機関登録事業体の認定登録を申請します。

記

1 申請する事業所等の名称等

- (1) 事業所等の名称及び所在地
- (2) 電話番号及びファックス番号
- (3) 電子メールアドレス及びホームページアドレス

2 業務区分

- ①育林業 ②素材生産業 ③原木市場 ④製材所 ⑤製品市場
 - ⑥木材卸売業 ⑦木材小売業 ⑧その他木材加工業 ()
- (該当するものすべてに○をつける)

- ### 3 取り扱う京都府産木材の種類
- ①原木 ②製材品 ③木材加工品 ()
- (該当するものすべてに○をつける)

- ### 4 年間取扱量 (過去3年間の平均取扱量を記入する)

- ### 5 特記事項
- (京都府産木材の適正な分別管理に係る管理責任者の職氏名を記載する)

第2号様式

京都の木証明に係る

認証機関登録事業体の業務に関する誓約書

年 月 日

一般社団法人京都府木材組合連合会 会長 様

認証機関登録事業体申請者

所在地
名称
代表者氏名



京都府産木材認証制度実施プログラム認証機関登録事業体認定登録要領第1条第1項の規定により認定登録を受けた場合には認証機関登録事業体として、同要領を遵守し、指定認証機関と協力し誠実にその業務を行うことを誓約します。

② 京都府産木材分別管理及び書類管理基準書

(別紙1)

京都府産木材証明に係る京都府産木材分別管理及び書類管理基準書

(京都府産木材の分別管理マニュアル(標準様式))

登録事業体名 印
令和 年 月 日作成

本管理基準書は、本登録事業体における京都の木証明に係る京都府産木材の分別管理及び関係書類の管理についての基準を定めるものである。

(適用の範囲)

- 1 本基準は、当事業体において京都府産木材の原木及び当該原木を原材料として製造する製材品並びに当該原木若しくは製材品を原材料として加工された木製品について適用する。

(管理責任者)

- 2 京都府産木材の分別管理及び関係書類の管理を適正に行うため、 を管理責任者と定める。
- 3 管理責任者は、京都府産木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任を持って行うものとする。

(京都府産木材の管理基準)

- 4 京都の木証明に係る京都府産木材(原木及び製材品並びに木製品)を認証機関登録事業体又は取扱事業体に納入する場合には、納品書等に京都府産木材である旨を明記するものとする。
- 5 原木及び製材品並びに木製品の仕入れにあたっては、納品書等により京都府産木材であるか、それ以外であるかを確認するものとする。
- 6 原木及び製材品並びに木製品の管理にあたっては、京都府産木材がそれ以外の原木及び製材品並びに木製品と混じらないように、それぞれの保管場所を標識等で明示するものとする。
- 7 製材及び加工にあたっては、京都府産木材がそれ以外の原木及び製材品が混じらないように行わなければならない。

(書類の管理基準)

- 8 管理責任者は、京都府産木材の入出荷及び在庫に関する情報が日常的に管理できるように、適切に記録するものとする。
- 9 京都の木証明に係る関係書類は、当該原木及び製材品並びに木製品の出荷後5年間整理保管するものとする。


② 認証機関登録事業体認定登録証

第3号様式

番 号
年 月 日

京都の木証明に係る 認証機関登録事業体認定登録証

様

京都府指定認証機関（京都府産木材認証制度）
一般社団法人京都府木材組合連合会
会長 

京都府産木材認証制度実施プログラム認証機関登録事業体認定登録要領第1条第3項の規定により、下記のとおり京都の木証明に係る認証機関登録事業体に認定し登録します。

記

- 1 認定登録した事業所等
(1) 事業所等の名称
(2) 所在地
- 2 認定登録した業務区分
- 3 有効期間
年 月 日まで

備 考 1 原交付年月日

② 京都府産木材取扱開始報告書

第5号様式

京都の木証明に係る
京都府産木材取扱開始報告書

年 月 日

一般社団法人京都府木材組合連合会 会長 様

認証機関登録事業体

所在地

名称

代表者氏名



京都府産木材認証制度実施プログラム認証機関登録事業体認定登録要領第1条第5項の規定により、京都の木証明の対象となる木材の取扱いを開始したので報告します。

記

- 1 取扱いを開始した日
- 2 業務開始場所（上記所在地と異なる場合）

5月1日以降の新規申請は不要


事業所等が海外など、現地調査が速やかに行えない場合の手続きをする場合に使用

第6号様式

番 号
年 月 日

京都の木証明に係る
認証機関登録事業体認定登録番号通知書

様

京都府指定認証機関（京都府産木材認証制度）
一般社団法人京都府木材組合連合会
会長 

京都府産木材認証制度実施プログラム認証機関登録事業体認定登録要領第1条第6項の規定により、下記のとおり京都の木証明に係る認証機関登録事業体認定登録番号を通知します。

記

- 1 認定登録番号
- 2 事業所等
 - (1) 事業所等の名称
 - (2) 所在地
- 3 認定登録した業務区分
- 4 有効期間

■ 京都府産木材認証が本格的に2本立てに移行します。

令和3年5月1日以降

- 1 取扱事業者は**府内業者に限定**（現特認は4月30日で終了）
- 2 「ウッドマイレージ認証」は取扱事業者が取り扱ったもののみ対象
- 3 府外の事業者は「京都の木証明」のみ対象
- 4 「京都の木証明」も、関連制度や支援策の対象（4月～）

■ 認証(証明)依頼は、ウッドマイレージ、京都の木、両者混合の3パターンに

■ 現在、特認の事業者様にお願い

令和3年4月30日まで	令和3年5月1日から
移行する場合の手続きが適用	通常の手続き(【参考】)が適用

取扱事業者(特認)から認証機関登録事業者に移行する場合の手続き
※ 令和3年4月30日までに手続きが必要

